

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	2	1	児童福祉総務費	218

部局名	子ども健康部
課 名	子育て支援課

I：事業概要

施策事業名	児童福祉総務
事業目的	母子・父子家庭等の生活の安定に必要な支援、児童の健全な育成や福祉増進を目的とした子供会への補助金交付などを行うほか、子育て支援課全体の事務を扱う。
事業内容	●全体計画 ・母子・父子家庭等を対象とした相談や給付、子供会への補助や育成事業の実施、子育て支援課全体の事務を行う。 ●主な事業内容 ○児童福祉総務事務 ・令和9年3月の子どもの権利条例策定に向けて、サポーターの養成講座や市内4中学校の3年生から、子どもの権利についての意見聴取を実施。 子どもの権利条例策定支援業務委託料 1,193,500円 B型肝炎予防接種委託料 65,203円 社会福祉主事認定研修負担金 84,700円 ○ひとり親家庭福祉 ・母子・父子自立支援員による相談を行い、母子・父子家庭等に情報提供や指導を行った。 ・母子・父子家庭等の経済的な自立を支援するため、資格取得支援のための給付や養育費確保支援補助金を支給を行った。母子家庭自立支援給付金（扶助費） 846,000円 ○児童健全育成 ・子供会活動を活発にするため、補助金を交付するとともに、児童育成事業を実施した。 児童育成事業委託料（芸術文化鑑賞会ほか） 164,471円 単位子供会補助金 922,500円 ○公用車管理（児童福祉総務費）（隔年で車検実施、令和7年度車検実施） ・家庭児童相談室で使用する公用車1台の車検を実施した。 修繕料 90,640円 手数料 10,780円 火災保険料 12,326円 公課費 8,800円 ○こどもの生活・学習支援 ・ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもに、生活指導、学習支援、食事の提供を行い、生活を向上させることを目的として実施した。 委託料 9,828,761円
事業の成果・効果	・母子・父子自立支援員による「ひとり親」の自立に向けた相談等を実施し、資格取得を目指す方への母子家庭自立支援給付金の支給や愛知県母子家庭等就業支援センターを活用することで、「ひとり親」の自立に繋がった。 ・ひとり親家庭や低所得世帯等のこどもを対象として生活の向上を図るため「こどもの生活・学習支援事業」を実施することで、基本的な生活習慣の習得や学習の支援をすることができた。 ・犬山市子供会育成連絡協議会に加入する子供会に対し助成することで、地域による自発的な子どもの健全育成を支援することができた。また、事業実施に係る申込や報告書の提出に電子申請の活用を推進することで利便性の向上に努めた。 ・家庭児童相談室の公用車について、車検を実施することで適切に管理することができている。

II：個別事業内訳

（単位：千円）

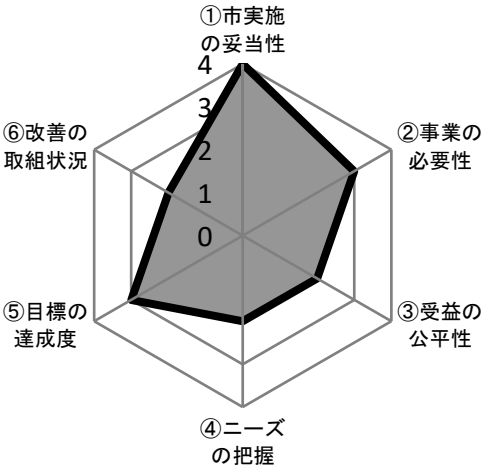
（見直し・点検進捗評価は4段階）

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
児童福祉総務事務	17,742	504	17,238	97%	2	2	4
ひとり親家庭福祉	1,109	834	275	25%	3	2	3
児童健全育成	1,087	0	1,087	100%	4	2	2
公用車管理（児童福祉総務費）	141	0	141	100%	2	2	4
こどもの生活・学習支援	9,829	0	9,829	100%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	29,908	1,338	28,570	96%	2	2	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		24,901	29,908	11,249
財源内訳	国県支出金	2,885	834	4,394
	地方債	0	0	0
	その他	935	504	11
	一般財源	21,081	28,570	6,844
一般財源の割合		85%	96%	61%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	ひとり親家庭福祉は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に地方自治体の責務と規定されている。子供会は、子ども同士の交流や地域との交流を通し、子どもの健全育成に寄与できるものである。
②事業の必要性	3	ひとり親家庭福祉は、法に根拠があり国費等の補助もある。経済的自立を促すことにつながる事業の継続は必要である。児童健全育成（子供会）は、市単独事業であるが、未来の市を担う子どもの健全育成は優先度の高い事業である。
③受益の公平性	2	ひとり親世帯や子供会が対象となるため、少数の市民しか恩恵を受けていない。
④ニーズの把握	2	個々のひとり親家庭に対しては、窓口においてニーズに応じた支援策を提案している。
⑤目標の達成度	3	子供会活動は、鑑賞会やカルタ取り大会といった催事を開催できた。こどもの生活・学習支援事業を新規で実施し、ひとり親家庭や低所得世帯等のこどもの生活の向上を図った。
⑥改善の取組状況	2	ひとり親世帯の親への自立支援や子供会の活動など、工夫しながら事業を進めた。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	ひとり親福祉の各事業について、国の制度改正等に対応できるよう要綱の見直しを実施した。 ひとり親家庭や低所得世帯等のこどもの生活の向上を目的として新たに実施したこどもの生活・学習支援事業について、利用を希望する世帯の実情に応じて適切に実施できる部署へ移管した。
令和8年度に見直しを実施している事項	ひとり親福祉の各事業についての検討を進めると同時に、昨年度見直しを行った要綱に基づいて、事務手順等の見直しを実施する。
今後見直しを検討する事項	少子化の影響等により犬山市子供会育成連絡協議会の事業が縮小しつつあり、児童健全育成事業の在り方について検討を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
少子化の影響を受け、子供会育成連絡協議会に加入する単位子供会数の減少が続いている。	市として、今後子供会の活動や子供会活動を通じた児童健全育成事業をどのように進めるか、方針の検討を行う。

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	子ども健康部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	1	児童福祉総務費	218		

I：事業概要

施策事業名	児童手当等支給
事業目的	・児童の健やかな成長に資することを目的に児童手当を支給する。 ・ひとり親家庭の生活の安定と自立に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給する。 ・遺児の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的に遺児手当を支給する。
事業内容	●全体計画 ・各種手当を決められた時期に、適切に支給を行った。 ●主な事業内容 ○児童手当等支給 [児童手当]（支払月：偶数月） ・高校生年代まで（18歳の年度末まで）の児童の親（養育者）が対象。 ・手当額（児童1人あたり） 3歳未満の第1子と第2子 月額15,000円 3歳以上高校生までの第1子と第2子 月額10,000円 - 第3子以降 月額30,000円 - 児童手当（扶助費） 1,380,040,000円（国、県負担有） [児童扶養手当]（支払月：奇数月、所得制限有） ・高校生年代まで（18歳の年度末まで。障害児は20歳未満。）の児童を養育するひとり親家庭の親等が対象。 ・手当額（令和7年1月現在。物価の変動等に応じて毎年額が改定される。） - 児童1人の場合 月額10,740円～45,500円（所得に応じて変動） - 児童2人目以降 1人につき月額5,380円～10,750円を加算（所得に応じて変動） - 児童扶養手当（扶助費）164,129,450円（1/3国庫負担） [犬山市遺児手当]（支払月：7月・11月・3月） ・高校生年代まで（18歳の年度末まで）の児童を養育するひとり親家庭の親等が対象。 ・手当額（児童1人あたり） 月額2,300円 - 遺児手当（扶助費） 19,384,400円
事業の成果・効果	各種手当を対象者に適切に支給することで、児童の健やかな成長とひとり親家庭等の生活の安定を支援することができた。

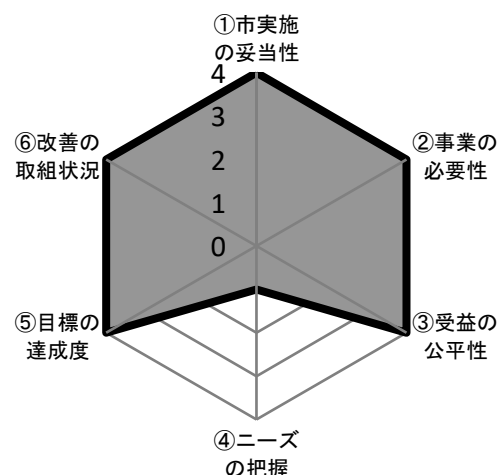
II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
児童手当等支給	1,564,270	1,303,114	261,156	17%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,564,270	1,303,114	261,156	17%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		1,258,496	1,564,270	1,575,441
財源内訳	国県支出金	1,011,239	1,302,739	1,309,778
	地方債	0	0	0
	その他	862	375	6
	一般財源	246,395	261,156	265,657
一般財源の割合		20%	17%	17%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	児童手当については児童手当法、児童扶養手当については児童扶養手当法の規定により、市が実施主体となっている。また、遺児手当については遺児手当支給条例により市が実施している。
②事業の必要性	4	児童手当及び児童扶養手当については、法に規定された制度であり、市が実施する必要がある。遺児手当については、ひとり親家庭等の生活の安定などを目的とした児童扶養手当を補うものとして条例により実施しており、その目的から実施が必要である。
③受益の公平性	4	児童手当の対象児童は高校生までとなっており、多数の市民が恩恵を受ける事業である。なお、児童扶養手当及び遺児手当は、ひとり親等を対象としていることから受給者は多くないが、経済的弱者を対象としている。
④ニーズの把握	1	児童手当及び児童扶養手当は、国制度であり、市としてニーズ調査は行っていない。
⑤目標の達成度	4	各手当の支給に関し、適切に対応した。
⑥改善の取組状況	4	利便性向上のため、申請様式の見直しや、郵送やマイナポータルでの申請受付を実施している。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	令和6年10月に児童手当制度が改正され、事務手続きの変更に対応する必要があったが、令和7年6月に制度改正後の現況届提出に適切に対応することができた。また、令和8年1月に手当業務全般に使用するシステムが標準化されたことで、新しいシステムに対応する必要があったが適切に対応することができた。
令和8年度に見直しを実施している事項	システムが標準化されたばかりで、今後事務手続きの変更を行う必要が出てくる可能性があることから、都度適切に対応し、適切な手当の支給を行う。
今後見直しを検討する事項	市民の利便性向上に向けて、適宜、事務手順の見直しや検討について行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
現状、法令、ガイドライン、国・県のマニュアル、Q&A等により事務を行っているが、人事異動によって人が変わっても、滞りなく事務を行えるよう、ポイントを整理したマニュアルが必要。	他市町の事例やマニュアルを参考にすることで、誰でも手当の支給事務が行えるマニュアルを作成する。

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	子ども健康部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	1	児童福祉総務費	218		

I：事業概要

施策事業名	安心子育て支援
事業目的	育児中の保護者から相談を受けたり、子育て講座を開催したりするなどして、子育てに関する様々な支援を行う。 虐待待児や支援を必要とする児童に対して、必要な支援や虐待を未然に防ぐ取り組みを行う。
事業内容	●全体計画 ・子育ての不安を軽減し、子どもの健全な育成や子育てする保護者を支援する。 ・子育て支援施策を利用する世帯等への相談対応や情報提供のための事業を、子育てと女性活躍応援事業の中で設立されたNPO法人に委託実施する。 ●主な事業内容 ○地域子育て支援拠点（子育て支援センター） ・親子の遊び場や子育て情報の提供、子育て講座などの実施。 ・令和7年5月、橋爪子育て支援センターを橋五子ども未来園内に移転。 ・民設民営による子育て支援センターの整備に係る事業者に補助を実施。 子育て講座等（謝礼） 213,000円 子育て支援センター整備費補助金 20,068,000円 ○ファミリーサポートセンター運営 ・育児支援の希望者と育児援助の希望者のマッチングを担い、育児の援助活動を行った。 令和7年度 1,145件 火災保険料（地域子育て支援補償保険） 97,800円 ○子育て短期支援 ・保護者の都合により、家庭での児童の養育が一時的に困難になったケースに対し支援した。 令和7年度 ショートステイ8件 トワイライト4件 子育て短期支援事業委託料 286,400円 ○子育てと女性活躍応援 ・犬山市全体を網羅したネットワークにより、子育て期の母が社会で活躍できるよう支援者につないだ。 子育て支援コーディネート業務委託料 1,392,000円 HP管理運営業務委託料 330,000円 ○こども家庭センター ・電話、来所、訪問等による育児等の相談業務、多子多胎家庭の家事援助等の支援を行った。 多子多胎家庭養育支援事業委託料 1,297,500円 多子・多胎システム保守委託料 877,800円
事業の成果・効果	○地域子育て支援拠点 子育て支援センターみらい（民設民営）の整備に対し、補助金を交付し開設を支援できた。 ○ファミリーサポートセンター運営 児童の送迎などで利用があり、育児の援助を行うことができた。 ○子育て短期支援 速やかに施設とのマッチングを行い、支援が必要な世帯が円滑に制度を利用することができた。 ○子育てと女性活躍応援 子育て支援コーディネートや講座を開催し、子育て中の保護者を支援をすることができた。 ○こども家庭センター 一宮児童相談センターや保健センターと連携し、適切な支援につなげることができた。

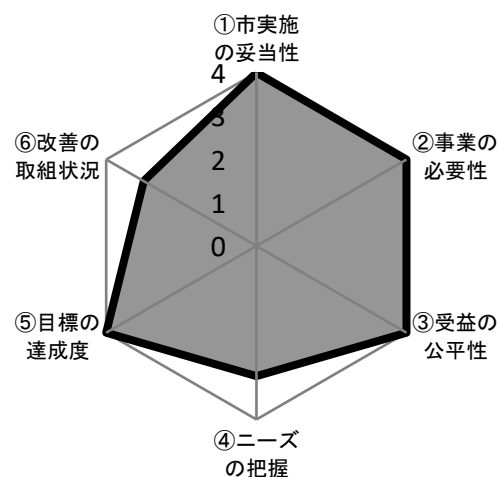
II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
地域子育て支援拠点	20,878	13,932	6,946	33%	4	4	4
ファミリーサポートセンター運営	307	140	167	54%	4	4	4
子育て短期支援	287	217	70	24%	3	3	4
子育てと女性活躍応援	1,901	1,160	741	39%	3	3	3
こども家庭センター	2,880	67	2,813	98%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	26,253	15,516	10,737	41%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		5,760	26,253	18,476
財源内訳	国県支出金	1,856	15,366	12,464
	地方債	0	0	0
	その他	781	150	202
	一般財源	3,123	10,737	5,810
一般財源の割合		54%	41%	31%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	地域子ども・子育て支援事業は子ども・子育て支援法により市が行うものとされている。こども家庭センターは児童福祉法第10条により市に設置の努力義務が課せられている。
②事業の必要性	4	子育て世帯が孤立することのないよう地域で支えるための事業であり、児童虐待などの予防にも寄与することが求められる。
③受益の公平性	4	子育て世帯及び子どもが対象となる。事業によっては一定の利用者負担がある。
④ニーズの把握	3	支援を通じて利用者ニーズを把握している。
⑤目標の達成度	4	支援を必要とする人に対し、適切に対応できている。
⑥改善の取組状況	3	事業に関する情報発信力の強化に努めるとともに、引き続き適切な対応に努める。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	子ども家庭センターの担当者を2名増員するとともに、児童虐待対応マニュアルの改訂を行った。 令和7年3月に橋爪子育て支援センターを廃止し、令和7年5月に橋五子育て支援センターを開設した。
令和8年度に見直しを実施している事項	子育て家庭への支援を充実させるため、令和8年4月から子育て支援センターみらいを開設する。 また、子ども屋内遊戯施設にも相談室を設け相談を開始することから、各施設における相談状況の把握に努め、状況に応じて見直しを検討する。
今後見直しを検討する事項	こども家庭センターとして作成するサポートプランのあり方を検討する。 新設した子育て支援センターみらいとも連携し、子育て支援機能の強化を図る。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
こども家庭センターの機能強化	相談記録の共有化や支援方針会議の定例化により、一体的な支援が提供できる体制を構築するとともに、サポートプランを作成により支援の進捗管理を行う必要がある。

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	子ども健康部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	1	児童福祉総務費	218		

I：事業概要

施策事業名	母子生活支援施設措置
事業目的	DV被害等にあった母子などが施設での保護を希望する場合に、母子生活支援施設に入所措置し、自立を支援する。
事業内容	●全体計画 ・DV被害にあった母子や配偶者がいない等の母子から、施設入所や保護等の希望があった際に、本人及び児童を母子生活支援施設に措置し、母子の自立を支援する。 ●主な事業内容 ・様々な事情を抱える母子等が、相談のために来庁した際に、主訴の把握に努め、相談内容に応じた適切な対応を行うことができた。 ・相談の結果、施設への入所が必要と判断したケースについて、入所先となる施設の調整、入所に必要な手続きを行った。 ●主な事業費 ・普通旅費 8,000円
事業の成果・効果	愛知県女性相談支援センターと連携し、児童福祉法第23条に該当する保護者及び児童について母子生活支援施設における保護を実施し、自立を目指した支援を行うことができた。 (令和7年度末実績：新規1世帯、前年度からの継続0世帯)

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

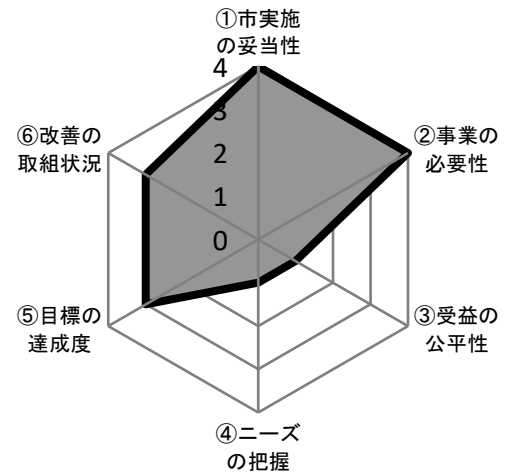
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
母子生活支援施設措置	8	0	8	100%	4	2	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	8	0	8	100%	4	2	3

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		6,685	8	3,616
財源内訳	国県支出金	6,211	0	2,700
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	1
	一般財源	474	8	915
一般財源の割合		7%	100%	25%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	児童福祉法23条に福祉事務所長が実施主体として規定されている。
②事業の必要性	4	児童福祉法に規定された事業（保護の実施）であり、縮小等の余地は無い。
③受益の公平性	1	市民のうち、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその児童が対象となる。 利用者負担の徴収については、児童福祉法第56条を根拠としている。
④ニーズの把握	1	受益者（利用者）ニーズを把握し、方向性を決める事業ではない。
⑤目標の達成度	3	保護を求める母子に対し、適切に事業を実施している。
⑥改善の取組状況	3	愛知県女性相談支援センターや入所施設の職員などと情報を共有し、利用者の自立に資する支援が提供できるよう随時見直しを実施している。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	女性相談に関する外部研修に職員が参加し、情報収集を行うとともにスキルアップを図った。
令和8年度に見直しを実施している事項	見直しを予定している事項はないが、引き続きDV被害者の母子に寄り添うことで、自立に向けた支援に努める。
今後見直しを検討する事項	法改正などで対応が必要となった際は、適宜検討を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課 題	対応策・今後の方向性
職員の対応力の向上	複合的な課題を持つ入所者の自立を図るには、対応する職員の相談技術の向上や多岐にわたる分野に関する知識の習得が不可欠である。 愛知県女性相談支援センターや入所施設の職員と協働面接などで対応力を学ぶとともに、研修等に参加することで知識を得たり他の自治体職員と顔の見える関係を構築することで多様な相談に対応できる知識や技術の習得を図る。

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	子ども健康部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	1	児童福祉総務費	218		

I：事業概要

施策事業名	子ども・子育て支援推進
事業目的	子育て関係者で構成する子ども・子育て会議を設置・運営する
事業内容	●全体計画 第3期子ども・子育て支援事業計画（R7～R11：5年を1期とする）の進捗管理及び子育て支援に関する施策の推進に関する実施状況の審議を行うため、子ども・子育て会議を3回開催した。 ●主な事業内容 - 子ども・子育て会議の開催 令和7年度第1回（令和7年8月18日開催） 審議事項：犬山幼稚園の今後の方向性について 令和7年度第2回（令和7年11月28日開催） 審議事項：第1期犬山市こども計画代用計画（こども誰でも通園制度）について（仮称）犬山市こどもの権利条例について 令和7年度第3回（令和8年2月19日開催） 審議事項：第1期犬山市こども計画代用計画（こども誰でも通園制度）について 子ども・子育て支援法による確認申請について（仮称）犬山市こどもの権利条例について ●主な事業費の内訳 - 子ども・子育て会議委員報酬（報酬） 266,400円 - 子ども・子育て会議委員交通費（費用弁償） 2,520円 - 郵送料 10,430円
事業の成果・効果	子ども・子育て会議を3回開催し、（仮称）犬山市こどもの権利条例の策定に係る意見聴取や新たに実施する子育て施策に関する審議を行った。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

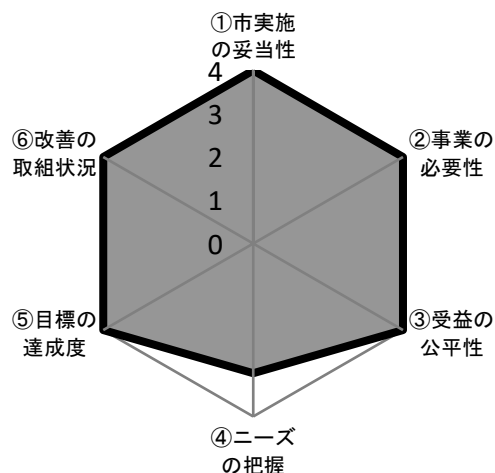
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
子ども・子育て支援推進	280	0	280	100%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	280	0	280	100%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		2,838	280	381
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	2,838	280	381
一般財源の割合		100%	100%	100%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	子育て施策の立案・実施・評価を行うため、子ども・子育て支援法第77条に基づき設置・運営している。
②事業の必要性	4	地域における子育て環境の実情を施策に反映していくことが求められており、子ども・子育て施策の円滑な実施を行うために、現行水準の継続が必要である。
③受益の公平性	4	妊婦及び18歳までの児童がいる世帯が対象となる。
④ニーズの把握	3	随時、各事業において個別に利用者や事業者の声を聞き、ニーズを把握している。
⑤目標の達成度	4	当初の予定どおり開催できた。
⑥改善の取組状況	4	新たに子育て施策を実施する際等において、必要に応じて計画の見直しや追加等の対応を行っている。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	法改正により新たに実施する施策について、子ども・子育て会議の審議を経て計画の見直しを行った。
令和8年度に見直しを実施している事項	計画の中間年度(令和9年度)に実施する点検及び評価に向けて情報収集を行うとともに、法改正等により計画の見直し等を行う必要がある際は、適切に対応していく。
今後見直しを検討する事項	国による法改正等があった際は、施策の見直しを行うなど適切に対応していく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課 題	対応策・今後の方向性
令和9年度に予定している計画の中間見直しを現在の実情に合わせた内容とし、子どもたちの豊かな育ちを支援する計画とする必要がある。	各事業の進捗を適切に管理するとともに、法改正等で対応が必要となった際は必要な手段を講じながら、点検方法や評価の仕方について、検討を進める。

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	子ども健康部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	1	児童福祉総務費	218		

I：事業概要

施策事業名	屋内型キッズスペース整備										
事業目的	子どもたちが天候に左右されずに遊べる「屋内型キッズスペース」を、令和8年4月の供用開始を目指し、ヨシヅヤ犬山店2階に整備する。 保護者が安心して子どもを遊ばせることのできる場所を提供することで子育て支援の充実を図るとともに、子どもの健やかな成長を後押しする。										
事業内容	●全体計画 令和8年4月供用開始を目指し、屋内型キッズスペースの整備を実施する。 令和5年度 アンケート調査、整備場所決定（ヨシヅヤ犬山店2階） 令和6年度 事業者選定、賃貸借契約締結（令和7年9月から令和17年度末まで） 令和7年度 設計、整備工事 令和8年度 4月供用開始 ●主な事業内容 設計及び整備工事は犬山市初の「設計・施工・管理運営一括発注方式（DBO方式）」を採用。公募型プロポーザル方式により選定した事業者（株式会社スペース）と契約し、設計及び整備工事を進めた。 供用開始後の管理運営については、指定管理者（株式会社フレーベル館）を指定し、協定の締結を行った。 ●主な事業費の内訳 <table><tr><td>・屋内型キッズスペース設計業務委託料</td><td>20,000,000円</td></tr><tr><td>・屋内型キッズスペース施設借上料</td><td>4,977,889円</td></tr><tr><td>・屋内型キッズスペース整備工事請負費</td><td>429,900,000円</td></tr><tr><td>・子ども屋内遊戯施設看板設置工事請負費</td><td>2,414,830円</td></tr><tr><td>・事業用備品購入費</td><td>195,800円</td></tr></table>	・屋内型キッズスペース設計業務委託料	20,000,000円	・屋内型キッズスペース施設借上料	4,977,889円	・屋内型キッズスペース整備工事請負費	429,900,000円	・子ども屋内遊戯施設看板設置工事請負費	2,414,830円	・事業用備品購入費	195,800円
・屋内型キッズスペース設計業務委託料	20,000,000円										
・屋内型キッズスペース施設借上料	4,977,889円										
・屋内型キッズスペース整備工事請負費	429,900,000円										
・子ども屋内遊戯施設看板設置工事請負費	2,414,830円										
・事業用備品購入費	195,800円										
事業の成果・効果	公募型プロポーザル（DBO方式での発注）により選定した設計・施工事業者と工事請負契約を締結し、屋内型キッズスペース（犬山市子ども屋内遊戯施設）の設計及び工事を実施した。設計の段階から運営事業者を含めて協議を行うことで、運営方法を見据えた施設整備を行うことができた。施設の運営については、上記公募により選定した運営事業者を令和8年度から令和12年度（5年間）の指定管理者に指定した。										

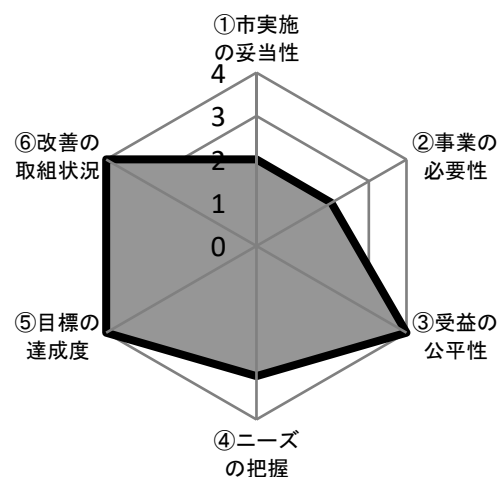
II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
屋内型キッズスペース整備	457,826	396,319	61,507	13%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	457,826	396,319	61,507	13%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		132	457,826	80,899
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	396,300	0
	その他	0	19	80,899
	一般財源	132	61,507	0
一般財源の割合		100%	13%	0%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	2	他地域では、民間によるサービス供給が一部行われているが、採算性がない等で、当市での早期実施は期待できないため、市が実施する必要がある。
②事業の必要性	2	子どもの遊び場及び保護者への支援の場を新たに作るものであり、現時点では日常生活への影響は小さい。
③受益の公平性	4	小学生までの児童及び保護者を対象とする施設であり、多くの市民が利用できる施設とする予定である。
④ニーズの把握	3	令和5年度に子ども未来通園児童の保護者等にアンケートを実施、令和6年度にタウンミーティングにおいて意見交換を実施している。
⑤目標の達成度	4	当初の予定通りに実施できた。
⑥改善の取組状況	4	令和6年度からの事業となるため、業務の見直し、総点検は行っていないが、予定どおり完了した。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	令和6年度から令和7年度までの新規施設整備事業であるため、見直しは実施していない。 令和8年4月の供用開始を実現するため、他施設の視察、調査の実施や事業者との綿密な打ち合わせ等を行い、施設整備を進めることができた。
令和8年度に見直しを実施している事項	令和8年4月から指定管理者による施設の運営を開始する。運営開始後は民間事業者の自主性を尊重しつつ、施設設置者として、利用者サービスの向上や効率的な運営などの視点から評価や見直しを進める。
今後見直しを検討する事項	指定管理者の指定期間が令和12年度末で終了するため、その後の施設運営をどのように行っていくのかについて検討する必要がある。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
民間商業施設内に公の施設を設置することで生じる民間商業施設との諸調整	施設を運営する中で調整を行う必要がある事案が発生した場合には、建物所有者・市・管理運営事業者間の3者で総合的に調整を行うようにする。

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	子ども健康部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	3	児童センター費	232		

I：事業概要

施策事業名	児童センター
事業目的	・児童センター6施設の管理・運営並びに地域活動クラブの活動支援を適切に行う。
事業内容	●全体計画 ・18歳までの児童やその児童に関わる地域住民が自由に利用できる児童センターの管理・運営を行う。 ・保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図るため、小学校等で児童クラブを実施する。 ●主な事業内容 ○児童センター管理・営繕 ・児童に対し遊び場を提供し、子育て家庭に対して情報提供や育児の相談、育児サークルの育成を行った。 ・市内15か所で児童クラブを実施した。 総合設備管理業務一括委託料 3,731,200円 児童クラブおやつ代等 5,341,328円、 光熱水費 4,778,096円 ・施設の営繕工事と児童クラブの移転(犬山西児童クラブ、犬山南第2児童クラブ)のための施設整備を実施。 犬山西児童クラブ移転整備：工事請負費 19,250,000円、監理委託料 990,000円、 備品購入費 929,500円 各児童センターにおける営繕工事請負費 1,788,886円 羽黒児童センター屋上防水工事請負費 1,441,000円 ○地域活動クラブ補助 ・児童センターを拠点として、地域活動を実施する団体に対し補助を実施。 地域活動クラブ補助金（補助金） 1,134,000円
事業の成果・効果	児童センターを通じて地域の児童に対し、子ども同士の交流、豊かな遊び体験等をさせることで、心身ともに健やかな育成を図った。 また、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）を実施し、放課後、家庭に保護者の居ない児童の居場所づくりをすると共に健全育成を図った。 犬山西児童クラブを実施する場所を犬山西小学校の校舎内に移転するための工事を実施し、令和8年3月に移転した。併せて定員を75人から80人に拡大した。

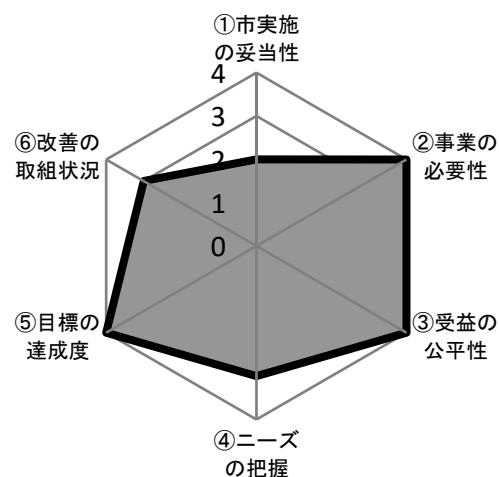
II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
児童センター管理	25,461	16,663	8,798	35%	4	4	3
児童センター営繕	24,716	15,700	9,016	36%	4	4	3
地域活動クラブ補助	1,134	0	1,134	100%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	51,311	32,363	18,948	37%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		27,565	51,311	27,995
財源内訳	国県支出金	5,386	15,456	2,000
	地方債	0	9,700	0
	その他	7,432	7,207	6,980
	一般財源	14,747	18,948	19,015
一般財源の割合		53%	37%	68%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	2	各事業は、市が実施主体となることが法的に規定されたものではないが、児童福祉法には、市は児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと規定されている。そのため、事業全体での中心的な役割を担うものである。
②事業の必要性	4	児童クラブは、就労する保護者にとって、放課後の児童の健全な育成を図ると共に女性等が安心して社会進出する上で欠くことができないものである。
③受益の公平性	4	対象者は、子どもや子育て世代に限定される。なお、受益者負担の観点から、児童クラブの利用者から利用手数料を徴収している。
④ニーズの把握	3	令和7年度に利用者ニーズの把握を行った。
⑤目標の達成度	4	児童クラブは、サービスを必要とする人に対し適切に対応した。
⑥改善の取組状況	3	児童クラブ手数料の適正運用をするため、職員、利用者への周知を図り、申込時の確認欄を加え、適正に徴収できるよう見直した。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	犬山西児童クラブを犬山西小学校内に移転させるための工事を実施し、3月から犬山西児童クラブを犬山西小学校内に移転した。 犬山南小学校の大規模改修完了に併せ、犬山南第2児童クラブを小学校内で実施できるように調整及び準備を行った。
令和8年度に見直しを実施している事項	4月中旬から犬山南第2児童クラブを犬山南小学校内で実施する。
今後見直しを検討する事項	城東小中学校の改修に合わせて、また、児童数が減少していく見込みであることから、城東児童クラブの小学校内へ移転を検討する。移転に伴い建物のあり方や活用方法を検討する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
児童クラブ移転後に児童センターをどのように活用していくかが課題。	児童センターの活用方法を検討するにあたって、児童センター、児童クラブの委託を始め、児童センターの統廃合も含めて調査・研究を進める。

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	子ども健康部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	5	子育て世帯応援特別給付金給付事業費	238		

I：事業概要

施策事業名	子育て世帯応援特別給付金給付事業										
事業目的	物価高騰による子育て世帯の負担を軽減するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、給付金を支給する。										
事業内容	●主な事業内容 エネルギー、食料品等の価格高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、臨時特別的な措置として給付金を支給した。（令和7年5月より支給開始） 市が児童手当を支給している者に対しては、フォロー型で支給を行った。 <対象者> 令和7年4月1日（基準日）に市の住民基本台帳に記録されている者（生活保護受給世帯は除く。市内の施設入所等は含む。）で、基準日において日本国内に住所を有する18歳以下の者及び令和7年4月2日から同年6月30日までの間に出生した者を監護する者 <金 額> 児童1人あたり10,000円 ●事業費の内訳 <table><tr><td>・消耗品費</td><td>37,356円</td></tr><tr><td>・通信運搬費</td><td>1,064,008円</td></tr><tr><td>・手数料（振込手数料）</td><td>929,344円</td></tr><tr><td>・子育て世帯応援特別手当印刷及び封入封緘業務委託料</td><td>2,566,221円</td></tr><tr><td>・子育て世帯応援特別給付金(10,000円×9,934人)</td><td>99,340,000円</td></tr></table>	・消耗品費	37,356円	・通信運搬費	1,064,008円	・手数料（振込手数料）	929,344円	・子育て世帯応援特別手当印刷及び封入封緘業務委託料	2,566,221円	・子育て世帯応援特別給付金(10,000円×9,934人)	99,340,000円
・消耗品費	37,356円										
・通信運搬費	1,064,008円										
・手数料（振込手数料）	929,344円										
・子育て世帯応援特別手当印刷及び封入封緘業務委託料	2,566,221円										
・子育て世帯応援特別給付金(10,000円×9,934人)	99,340,000円										
事業の成果・効果	対象となる方に、適切に給付金を給付することで、子育て世帯の生活支援を行うことができた。										

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

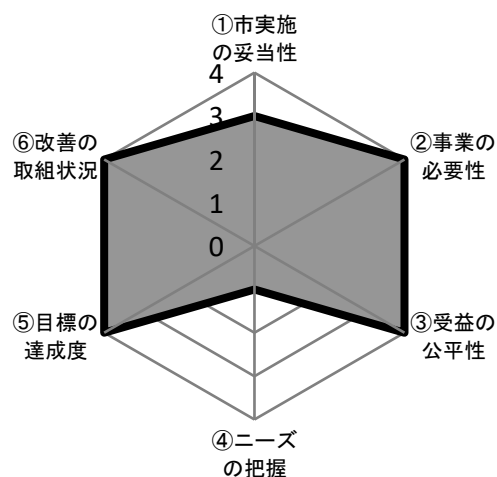
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
子育て世帯応援特別給付金給付事業	103,937	103,900	37	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	103,937	103,900	37	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		-	103,937	-
財源内訳	国県支出金	-	103,900	-
	地方債	-	0	-
	その他	-	0	-
	一般財源	-	37	-
一般財源の割合		-	0%	-

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	物価高騰による子育て世帯の負担を軽減するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市独自の施策として給付金を支給するため。
②事業の必要性	4	物価高対策として実施するものであり、市民の日常生活に直結するため。
③受益の公平性	4	対象は限定されるが、子育て世帯を対象として給付金を給付するため。
④ニーズの把握	1	ニーズの把握を個別に行っていないが、物価高による影響を加味して、実施するものである。
⑤目標の達成度	4	対象者に対する給付を完了した。
⑥改善の取組状況	4	今後の同様の給付事業を行うことを想定し、ノウハウの蓄積に努めた。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	過去の給付事業を参考に、手続きの簡略化を進めた。
令和8年度に見直しを実施している事項	事業完了のため、特になし
今後見直しを検討する事項	事業完了のため、特になし

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
臨時的な給付事業は、通常業務に上乗せになるだけでなく、さらに迅速な事業開始が求められる場合が多いため、体制づくりが不可欠であるが、潤沢な人的体制を組むことが困難な状況である。	出来る限り、給付金を速やかに支給するためのノウハウを蓄積するとともに、申請のオンライン化を進めることで、申請受付及び処理業務の負担を軽減できるように対策を検討する。

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	子ども健康部
款	項	目			課 名	子育て支援課
3	2	6	物価高対応子育て応援手当支給事業費	240		

I：事業概要

施策事業名	物価高対応子育て応援手当支給事業										
事業目的	物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から、国が「強い経済」を実現する総合対策として行うもの。国庫補助金（物価高対応子育て応援手当支給事業費国庫補助金及び物価高対応子育て応援手当支給事務費国庫補助金）にて、手当を支給する。										
事業内容	●主な事業内容 物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から、国が「強い経済」を実現する総合対策として、『子育て応援手当』を支給した。（令和8年1月より支給開始）支給にあたっては、児童手当の情報を活用し、公務員等の一部の方を除き、申請を必要としないプッシュ型を採用し、速やかな支給を行った。 <対象者> 対象児童を養育する父母等（児童手当受給者） <対象児童> （1）令和7年9月分（9月出生は10月分）の児童手当の対象となる児童 （2）令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童 <金額> 対象児童1人あたり20,000円 ●事業費の内訳 <table><tr><td>・消耗品費</td><td>38,060円</td></tr><tr><td>・通信運搬費</td><td>442,388円</td></tr><tr><td>・手数料（振込手数料）</td><td>921,961円</td></tr><tr><td>・物価高対応子育て応援手当印刷及び封入封緘業務委託料</td><td>973,632円</td></tr><tr><td>・物価高対応子育て応援手当金（20,000円 * 9,912人）</td><td>198,240,000円</td></tr></table> ※令和7年度の事業費の残額（12,763千円）を繰り越し、令和8年度事業を執行する。 ※令和7年度は、令和8年2月末までに申請があった者について支給を行い、令和8年3月以降に申請があった者については、令和8年度に支給を行う。（国の指針による）	・消耗品費	38,060円	・通信運搬費	442,388円	・手数料（振込手数料）	921,961円	・物価高対応子育て応援手当印刷及び封入封緘業務委託料	973,632円	・物価高対応子育て応援手当金（20,000円 * 9,912人）	198,240,000円
・消耗品費	38,060円										
・通信運搬費	442,388円										
・手数料（振込手数料）	921,961円										
・物価高対応子育て応援手当印刷及び封入封緘業務委託料	973,632円										
・物価高対応子育て応援手当金（20,000円 * 9,912人）	198,240,000円										
事業の成果・効果	早期に支給を開始することで、対象となる方に必要な支援を行うことができた。										

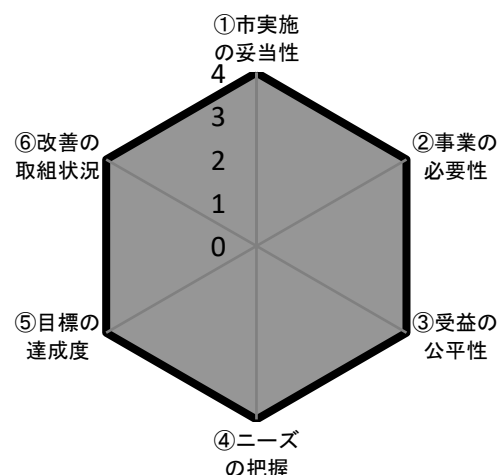
II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
物価高対応子育て応援手当支給事業	200,617	200,617	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	200,617	200,617	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		-	200,617	-
財源内訳	国県支出金	-	200,617	-
	地方債	-	0	-
	その他	-	0	-
	一般財源	-	0	-
一般財源の割合		-	0%	-

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	令和7年11月21日に閣議決定された国の総合経済対策として実施するため。
②事業の必要性	4	物価高対策として実施されるもので、市民の日常生活に直結するため。
③受益の公平性	4	対象は限定されるが、子育て世帯を対象とし、応援手当を支給するため。
④ニーズの把握	4	物価高による影響を加味し、国民のニーズを把握したうえで、国の施策として実施するため。
⑤目標の達成度	4	対象となる方のうち、申請不要の方にはプッシュ型で支給し、申請を受理した方にも、適切に手当の支給が完了した。
⑥改善の取組状況	4	他市町と比較し、早期に実施することができた。今後も、同様の給付事業が行われることを想定し、ノウハウの蓄積に努めた。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	実施初年度であるが、同年度に市独自で実施した他の給付金支給の経験から、実施に至る準備の効率化を図った。
令和8年度に見直しを実施している事項	令和8年度は令和8年3月以降の申請者への支給を行う予定であるが、DVや離婚等により新たに対象者になった者に対して、更新される国の指針を正しく理解し、支給資格を適切に判断のうえ速やかに支給を行う。
今後見直しを検討する事項	次回以降には、市民への通知方法をコスト削減の観点から、手紙だけでなくハガキ等の他の手法も検討する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
全国で同時に行う事業であり、他市町の申請方法との比較から、オンライン申請の準備が不十分であることが分かった。	申請者の負担を減らすと共に、窓口対応の省力化のため、オンライン申請を進める必要がある。他市町の対応を参考に、今後の同様の支給に備え、予めオンライン化の準備として、手順を確認しておく。